

怠る事実の有無) について

- (1) 当裁判所も、控訴人には、控訴人補助参加人に対する損害賠償請求権の管理につき、違法に怠る事実があるものと判断する。その理由は、後記(2)のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の7に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) これに対して、控訴人は、談合の事実及び損害額の確定につき、裁判所の公定的判断を待つ必要があった旨主張するが、この主張によれば、住民訴訟が提起され、裁判所による判断がなされない限り、地方自治体は、自ら損害賠償請求を行う義務がないことになって不合理であるし、監査委員は、本件刑事事件記録から談合が行われた事実を認定しているのであるから、損害額についても、裁判所の判断を待たずとも過去の裁判例等から損害額を算出することは可能であったというべきであり、本件訴訟が提起されて、裁判所において、談合の事実及び損害額が確定されなければ、控訴人補助参加人に損害賠償請求ができないというものではないから、控訴人の上記主張は採用できない。

- 10 以上によれば、被控訴人の各請求のうち、被控訴人が控訴人に対し、控訴人補助参加人に使用者責任に基づく損害賠償金1278万5714円及びこれに対する不法行為の日である平成12年12月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めるとともに、控訴人が控訴人補助参加人に対する上記金額の損害賠償請求権の行使を怠ることの違法確認を求める部分は、いずれも理由があるからこれらを認容し、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、原判決を変更し、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 石 井 宏 治